

ナーシング・ホーム企業に疑惑通り政治がからんでいるか否か、ホームへの政府補助金が組織犯罪に流れているか否かの調査を行なった。

そしてこの調査のため、州下院議長、ブロックリンの民主党のリーダー、その他マフィアとの関係を評判される有力者達が証人喚問をうけている。

ニューヨーク州では、メデケイド・プログラムはナーシング・ホームの必要経費を全て支給しており、1病床につき年間平均支給額は1万ドルとなっている。

州保健当局は、民間ホームに認可を与える責任を有しており、認可ホームについては、しばしば巡視して検査を行なわなければならない。これらの行政が前述のように怠慢になったために、腐敗が生じたのであるが、ニュー・ジャージー州の216の民間ナーシング・ホームの状態もニューヨーク州のそれと同様だという。またコネチカット州でもそうした腐敗の噂があり、州当局では州内206の民間ナーシング・ホームの調査に着手したことを発表している。

連邦議会に提出されている国民健康保険プログラムに関する有力法案（政府案およびケネディ——ミルズ案）は、合衆国の医療制度の再編を提案しているが、そのなかでメデケイドの廃止をも提案している。そこで、これら一連のスキャンダルの收拾策は、新しい医療制度と現行制度を置換える要因となるよう要望されている。

The New York Times, Weekly Review, Dec. 22,
29, 1974, Jan. 12, 1975.

（藤田貴恵子 国立国会図書館）

企業年金改善法議会を通過

（西ドイツ）

企業の高齢者保護の改善のための法律が昨年末議会を通過し年内に発効することとなった。

連邦労相は12月23日、「新法は1200万に上る被備者の社会的保障を増大するものである。連邦政府が計画していた重要な改革の一つがこれで実現され、多数の被備者の切実な希望がここに充たされた」と述べている。改革の要点は次の通りである。

1. 従来被備者が就業の企業を変えた場合、企業年金の計算はそれで停止になったが、今後は企業の協約が10年間である場合、もしくは被備者が企業に12年間所属し、かつ協約が3年以上ある場合は、企業を変わっても請求権は全面的に残る。なお以上の場合被備者は35歳に達していなければならない。権利を有する被備者は勤務の企業を変える時はその請求権の額を記した証明書を受ける。これで公的年金受給者となった時、権利が発生する。
2. 請求権は使用者の破産の場合も影響を受けない。使用者の年金保障組合によって保護されるのである。
3. 従来さまざまな形で企業の扶養給付は、他の給付と合算することで減額されていたが、これが大巾に救われることになった。たとえば公的年金の上昇の結果企業年金が減額されることは今後なくなるのである。
4. 企業の扶養給付が一般の上昇に伴って上げられているかどうかについて、企業は3年毎に監査を受ける。この場合一般の物価上昇、公的年金受給者の生活情況、当該企業の景気が顧慮される。
5. 企業の扶養給付と公的年金の脱落期間が相互に均一化される。つまりたとえ

ば可動的老齢退職金を請求する者は、それと同一の時点から企業年金をも受けるのである。この規定は、既に公的老齢退職金を受けている者にも適用される。この者は従来資格のなかった扶養請求権を以前の使用者に対して請求できるのである。企業の老齢者扶養の給付は、この法律の発効の時、1974年12月22日から、支給される。

Die Welt, 1974, 12, 24.

(安積鋭二 国立国会図書館)

新たに発効する法律

(西ドイツ)

12月19日連邦参議院は下記の法案を可決し、これによりいずれも直ちに発効する。

○企業年金法 政府提案がそのまま参議院を通り、年内に発効する。これをもってこの法律は1971年末までに遡る雇用関係に対しても適用される。

(この内容については別稿「企業年金改善法議会を通過」に紹介)。

○疾病保険法 保険医の権利の伸展および年金受給者の疾病保険の財政的改善に関する政府提出法案はいくつか重要な点で参議院の訂正要求を受けた。法律の第一部では、必要で均等な医療を確保することを目的としている。参議院では、法律の要求する水準は、保険医師会だけの責任ではなく、疾病金庫および管轄の邦官庁と協力することを要求している。

参議院が強く危惧の念を表明したのは、疾病保険が保険料の上昇で今後の財政上の困難に対応できるかということで、政府が年金受給者の医療費を年金保険と疾病保険に分割する問題を単に一時的な規定にしかしていないことを、遺憾なこ

ととしている。

財政予測はすべて政府から社会評議会に移されることになった。疾病保険、災害保険、労働促進および社会扶助の財政に関する中期見通しもすべて同様である。

参議院は、「保健制度の改正、疾病保険全般の財政体系、被保険者および経済の負担能力に関する根本的検討」を勧告している。

○負担調整 参議院は負担調整法の一部改正に同意し、いわゆる占領地域被害者はその他の被害者グループと同じ扱いを受けることとなった。東独に於ける被害はその主補償額の基本額に対して1953年1月1日から利子が支払われることとなる。

○社会奉仕活動 社会的援助奉仕促進のための法律は1977年末まで延長されることとなった。これは社会施設における特に18歳以上の青年の奉仕活動を進めるため社会保険の特典を付与するものである。

○国籍法改正 1975年1月1日から嫡出子の親の一方がドイツ人であれば、出生によりドイツ国籍を取得するよう、国籍法の改正に参議院は同意した。

その他、エネルギー節約のための日曜の走行禁止の延長、外国人労働者の不法雇用の禁止、社会住宅の家賃値上げ等が参議院の同意を得た。

Die Welt, 20, Dezember, 1974.

(安積鋭二 国立国会図書館)